## 小平市家庭廃棄物指定収集袋外装袋への広告掲載取扱基準

令和2年7月16日 制定 令和3年7月12日 改正 令和4年3月18日 改正 令和5年3月13日 改正 令和6年3月18日 改正 令和7年3月17日 改正

(趣旨)

第1条 この基準は、小平市広告掲載取扱要綱(平成19年3月1日事務執行規程。以下「要綱」という。)に基づき、小平市家庭廃棄物指定収集袋外装袋(以下「外装袋」という。)に掲載する広告について必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

- 第2条 外装袋に掲載する広告は、要綱第3条各号のいずれにも該当しないものとする。
- 2 要綱第3条第6号の市の資産に掲載する広告として適当でないと認められるものとは、次に 掲げるものとする。
  - (1) 業種又は事業内容により規制されるもの
    - ア 消費者金融又はギャンブルに係る広告
    - イ 投機的商品に係る広告
    - ウ 出資者及び出資金の募集に係る広告
    - エ 求人に係る広告
    - オ 債権取り立て、回収又は示談引受け等に係る広告
    - カ 法令の定めのない医療類似行為に係る広告
    - キ 興信所等に係る広告
    - ク 法律で禁止されている商品、無許可商品、粗悪品等を扱う広告
    - ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体又はそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反するものの広告
    - コ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うものの広告
  - (2) 表現又は表示により規制されるもの
    - ア 人権を害するおそれのある広告又は性差別若しくは暴力的な行為を助長する広告
    - イ 他をひぼう、中傷又は排除する広告
    - ウ むやみに利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのある広告
    - エ 市が推奨していると誤解を与える広告
  - (3) 事業者により規制されるもの

- ア 不渡手形の発行等により金融機関からの取引を停止されている事業者の広告
- イ 市税を滞納している事業者の広告
- (4) その他市長が掲載を適当でないと認める広告 (募集枠数)
- 第3条 広告の枠数は、募集の際に市長が定める。 (広告位置)
- 第4条 広告の位置は、募集の際に市長が定める。 (規格等)
- 第5条 広告の規格及びデザインは、次のとおりとする。
  - (1) 広告の位置は外装袋裏面の表面中央部に1枠を設け掲載する。
  - (2) 広告の種類、文字色、サイズは次のとおりとする。

種類	種類		広告サイズ
燃やすごみ用	5リットル	トル トル トル トル 白を除く 2色/3色	縦 175mm×横 110mm
	10リットル		縦 131mm×横 150mm
然ですこみ用	20リットル		縦 168mm×横 170mm
	40リットル		縦 223mm×横 209mm
燃やさないごみ用	5リットル		縦 175mm×横 110mm
	10リットル		縦 131mm×横 150mm
然できないこの用	20リットル		縦 168mm×横 170mm
	40リットル		縦 223mm×横 209mm
プラスチック製 容器包装用	10リットル		縦 131mm×横 150mm
	20リットル		縦 168mm×横 170mm
	40リットル		縦 223mm×横 209mm

(印刷組数及び掲載料)

第6条 広告を掲載する外装袋の種類、印刷予定組数及び掲載料は次のとおりとする。

種類		印刷予定組数	掲載料		
		口师 丁 化油致	2 色使用の場合	3 色使用の場合	
燃やすごみ用	5リットル	42,840組	91,000円	111,000円	
	10リットル	99,000組	126,000円	146,000円	
	20リットル	152,280組	294,000円	314,000円	
	40リットル	85,410組	136,000円	156,000円	
燃やさないごみ用	5リットル	3,960組	64,000円	84,000円	
	10リットル	5, 490組	66,000円	86,000円	
	20リットル	8, 100組	68,000円	88,000円	
	40リットル	10,650組	71,000円	91,000円	

種類		印刷予定組数	掲載料	
			2 色使用の場合	3色使用の場合
プラスチック製 容器包装用	10リットル	35,640組	91,000円	111,000円
	20リットル	77,460組	106,000円	126,000円
	40リットル	41,220組	135,000円	155,000円

(募集)

第7条 市長は、広告の募集を公募により行うものとする。ただし、事業者に対し個別案内を行うことはこれを妨げない。

(掲載の申込み)

- 第8条 小平市家庭廃棄物指定収集袋に広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。) は、小平市家庭廃棄物指定収集袋広告掲載申込書(別記様式第1号)に必要な書類を添えて、 環境部資源循環課に申し込まなければならない。
- 2 掲載希望者は、前項の規定による申込みに際して、市税の納付状況を確認できる書類として、 市民税の直近1年度分の納税証明書又はその写しを提示するものとする。
- 3 前項に規定する場合において、掲載希望者が市による市税納税状況の調査を希望するときは、 市に当該調査を依頼して同項に規定する書類の提示に代えることができる。ただし、その場合 は市と協議のうえ、市税納税状況の調査権に関する委任状を市へ提出するものとする。 (掲載の決定等)
- 第 9 条 市長は、前条第 1 項の規定による申込みがあったときは、広告の掲載の適否を審査し、 決定するものとする。
- 2 前項の場合において、掲載を決定したときは小平市家庭廃棄物指定収集袋広告掲載決定通知書(別記様式第2号)により、掲載しないと決定したときは小平市家庭廃棄物指定収集袋広告非掲載決定通知書(別記様式第3号)により当該申込みをした者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による審査にあたり、小平市家庭廃棄物指定収集袋広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、意見を聴くことができる。
- 4 第1項の場合において、広告の掲載を適当と認める申込みが第3条の規定により市長が定める枠数を超えるときは、次に掲げる順位により決定するものとする。
  - (1) 第1順位 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものに係る広告
  - (2) 第2順位 前号のほか循環型社会の形成推進に資する市民の日常生活に関連する公的 性格のある私企業等で市内に事業所等を有するものに係る広告
  - (3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外の私企業等で市内に事業所等を有するものに係る 広告
  - 5 前項の規定により広告の掲載順位を決定することができないときは、抽選により決定する ものとする。

(掲載料の納付)

第10条 前条第2項前段の通知を受けた者(以下、「掲載者」という。)は、第6条に規定する

掲載料を市長が指定する期日までに一括して支払うものとする。ただし、市長が特別の理由が あると認めるときは、この限りではない。

(掲載の取消し)

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができる。
  - (1) 掲載者が書面により広告の掲載の辞退を申し出たとき。
  - (2) 掲載者が前条の市長が指定する期日までに掲載料を支払わなかったとき。
  - (3) 小平市家庭廃棄物指定収集袋に掲載した広告が要綱第3条又は基準第2条の規定に違 反すると認めるとき
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、要綱又はこの基準に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しの決定にあたり、委員会を設置し、意見を聴くことができる。
- 3 第1項の規定により掲載の決定を取り消したときは、小平市家庭廃棄物指定収集袋への広告 掲載決定の取消しについて(別記様式第4号)により、当該掲載者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項第3号の規定により、同項の決定を取り消したときは、当該決定に係る広告 の掲載を中止するものとする。

(損害賠償)

第12条 前条に規定する場合において市が損害を被った場合は、市長は掲載者に対し損害賠償 を請求することができる。

(掲載料の返還等)

- 第13条 広告の掲載料は、返還しないものとする。ただし、掲載者の責めに帰することのできない事由により広告を掲載できなくなった場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により返還する掲載料には、利子は付さない。
- 3 掲載料の返還を受けようとする者は、小平市家庭廃棄物指定収集袋広告掲載料返還請求書兼 領収書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この基準に定めるもののほか、小平市家庭廃棄物指定収集袋への広告の掲載について 必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

この基準は、令和7年3月17日から施行する。